令　和　３　年　４　月　１　日
東　北　地　方　整　備　局
総　務　部　　経　理　調　達　課
港湾空港部　海洋環境・技術課

船舶機械の製造及び修理の請負契約における押印等の見直しについて

入札及び契約手続における押印等の見直しについて、令和3年1月1日以降の調達案件から押印省略等の運用を開始しております。

この度、船舶機械の製造及び修理の請負契約（以下、「船舶機械製造等」という）の手続きについて、令和3年4月1日以降から、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、お知らせします。

記

1. 船舶製造修理請負工事共通仕様書（案）の提出書類様式における押印省略等については、港湾工事共通仕様書及び港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に準拠して取り扱うものとする。

2. 船舶機械製造等に係る、預り書についても押印の省略が出来るものとする。

その他ご不明な点等につきましては、下記連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先
東北地方整備局　総務部　経理調達課　調達係
電話　：　022-716-0013（ダイヤルイン）